

韓国に滞在する外国人に対する新型コロナウイルスワクチン接種のご案内

韓国人・外国人の区別なく、同じ基準と手続きにより事前予約が行われます。下記の接種対象者及び予約方法を確認し、新型コロナウイルスのワクチン接種を予約してください。

□ 接種対象者及び予約方法

○ 外国人登録をしている外国人

- 「8-9月対象別の予防接種計画」による接種の順序通りに、オンラインと電話での予約が可能です。

*オンラインでの予約に対象者でないと表示された場合、地域の保健所を訪問し対象者登録をすれば予約が可能です。

- 予約方法 -

- (オンライン - 本人と代理人が可能) 新型コロナ予防接種の事前予約システム(<http://ncvr2.kdca.go.kr>)にて予約(代理人の予約可能)
- (電話 - 本人と代理人が可能) 疾病管理庁コールセンター(1339)または予防接種の事前予約システム(お知らせ広場→コールセンターの案内→新型コロナ予防接種の電話予約運営状況)で地方自治体別での予約相談の電話番号を確認

○ 外国人登録番号がない外国人(不法滞在の外国人を含む)

- 保健所を訪問し、パスポートで臨時管理番号の発行及び予約受付

* 有効なパスポートがない外国人も、有効期間が過ぎたパスポート、滞在期間が満了した外国人登録証、韓国に駐在する本国の在外公館が発給した身元証明書類などを提示

- 事業主が雇用している外国人の個人情報(氏名、生年月日、性別、国籍、居住地・勤務先の住所など)を提示する場合、臨時管理番号の発給が可能
- 臨時管理番号の発給後、オンラインまたは電話での接種予約の申請が可能(代理予約も可能)

※ 旅行目的などで韓国を訪問した90日以下の短期滞在者は除外

□ 注意事項

- 身分証明情報はワクチン接種の目的にのみ利用され、通報義務の免除制度に基づき、出入国・外国人官署に不法滞在の事実などは通報されません。

- 健康保険の未加入者は保健所または予防接種センターでのみ接種可能

* 病院・医院など、医療機関での接種は不可

<この翻訳はタヌリコールセンター1577-1366で担当しました。>